

8月号



国民健康保険だより

発行／大和郡山市保険年金課 令和7年8月1日

脳ドック申込のご案内

対象となる方

以下のすべての条件を満たす脳ドックを希望される人

- 大和郡山市国民健康保険の被保険者
- 令和7年4月1日現在、40歳以上74歳以下
加入期間が1年以上継続していること
(令和6年4月1日以前から加入している昭和25年10月2日～昭和60年4月1日生まれの人)
- 国民健康保険税(令和7年度第2期まで)を完納していること(分納している世帯は対象外)



1.市役所で申込をする

- 電話での申し込みはできません
- 申し込み時点で受診する医療機関を決めていただきます
下記表を参考に事前に決めておてください

指定医療機関	住 所	検査日の予約方法
かきざきクリニック	本庄町297-1	電話予約可
郡山青藍病院	本庄町1-1	電話予約可
田北病院	城南町2-13	来院にて予約のみ
大和郡山病院	朝日町1-62	来院※にて予約のみ ※日時指定があります

- 申込期間： 9月7日(日) 9月8日(月)～9月30日(火)
8:30～12:00 平日8:30～17:15

- 申込先：市役所 保険年金課給付係(1階②番窓口)
- 定 員：400名(先着順)
- 持ち物：マイナンバーカードもしくは資格確認書

今年からさらに申込期間を
延ばしました。

2.病院に予約する

初日(9月7日(日))申し込みの方へ

受付開始直後はとても混みあいます。
初日受付は、定員に達しても受付しますので、
来庁時間の分散にご協力ください。



3.病院に行く

受診期間：令和7年10月1日～令和8年2月28日

検査料：5,000円 検査内容：MRI検査

※検査当日、医療機関で直接お支払いください。

※検査の結果、精密検査や治療を要する場合は、別途料金が必要です。

お問い合わせ… 保険年金課 給付係 ☎53-1643

柔道整復・鍼灸・マッサージのかかり方

柔道整復(整骨院・接骨院)では

○ 健康保険が使える場合

- ・外傷性のねん挫・打撲・肉離れ
- ・骨折・脱臼
(ただし応急手当を除き医師の同意が必要)

✕ 健康保険が使えない場合

- ・日常生活における肉体疲労、肩こりなど
- ・ヘルニアや神経痛からくる痛み
- ・すでに医療機関で治療中の部位の施術 等

鍼灸院・マッサージ施術院では

○ 健康保険が使える場合

- ・医師の同意書や診断書がある場合に限る
(例) 鍼灸院：リウマチ、五十肩など慢性的な痛みのある病気 (医師の同意が必要)

マッサージ施術院：関節拘縮、筋麻痺などで医療上必要とされる場合

✕ 健康保険が使えない場合

- ・上記以外のもの

健康保険を使用した際に発生する保険給付費はみなさまに納めていただいた国民健康保険税によってまかなわれています。保険の使える範囲や内容を知っていただき、保険財政の適正化へのご協力をお願いいたします。

交通事故のケガの治療で国民健康保険を使ったら必ず届出を

交通事故など第三者の行為によってケガをし、国民健康保険を使った治療を受けたときは「第三者行為による被害(傷病)届」の届出をする必要があります。示談の前に必ずご相談ください。



医療費のお知らせ、ジェネリック医薬品のご案内について

● 医療費のお知らせ

大和郡山市国民健康保険を使って治療を受けた医療費についてお送りしています。医療機関が発行した領収書と照らし合わせ、金額が大きく異なる場合は、医療機関に確認してください。

お知らせする医療費の内容	お知らせする時期
1～6月に受診したもの	その年の8月末に発送
7～10月に受診したもの	その年の12月末に発送
11～12月に受診したもの	翌年の2月末に発送

※審査の都合上、お知らせの該当月の医療費の記載が次回のお知らせに遅れて記載される場合がございます。ご了承ください。

● ジェネリック医薬品についてのお知らせ

対象の薬を使用している人へお送りしています。ジェネリック医薬品(後発医薬品)を使用されるかどうかの参考資料としてお役立てください。

今年から
年3回の発送に
変わりました。

